

役員等に対する報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人 寿量会

社会福祉法人寿量会役員等に対する報酬及び費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人寿量会役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする。)の報酬及び費用弁償並びにその支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 役員等の報酬(以下「報酬」という。)の額は、別表を適用する。

(職員である者の特例)

第3条 役員等であつ、社会福祉法人寿量会職員である者に対しては、役員としての報酬は支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等が業務を行うため旅行したときは、費用を弁償する。

2. 費用弁償の額は、別表を適用する。

(旅行命令)

第5条 役員等の旅行は、旅行命令によるほか、理事長の発する会議招集通知によることができる。

(公 表)

第6条 社会福祉法人寿量会は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

附 則

この規程は、平成2年7月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から第6条の追加及び文言を一部変更、追記し施行する。

別 表

1. 役員等の報酬 (1) 会議への出席及び法人・施設業務のための出勤
日 額 10,000円
※法令の定めるところにより、控除すべき金額控除後の金額

2. 費用弁償 (1) 交通費 実 費
- (2) 宿泊料
県内1泊 11,000円
県外1泊 12,000円
- (3) 日 当(1日) 3,000円